

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の提起にあたって

全世界に衝撃を与えた2011年3月11日の福島第一原発事故(以下「本件事故」といいます。)から2年。本日、私たちは、「『生業を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟」(以下「本件訴訟」といいます。)を、福島地方裁判所に提起しました。

本件事故まで、国や電力会社は、「日本では、チェルノブイリ原発事故のような事故は起こりえない」と安全神話を振りまき続けてきました。しかし、本件事故によって放出された多量の放射性物質は、風に乗って福島県内のみならず県境を越えて、住宅地、森林、農地や湖沼・河川・海など、広範な環境を汚染しました。そして、この放射性物質汚染は、地域住民に放射性被ばくを余儀なくさせ、政府や自治体の指示による否かを問わず、多くの住民に避難生活を強いています。また、避難せず地域にとどまって生活している住民も、自分や家族(特に子ども)に、将来、がんなどの重大な健康被害が生じないかを日々心配しながらの生活を強いられています。その被害について、個々の被害者が甘んじて受けなければならない理由は何もありません。

被害者一人一人の被害の現れ方は、それぞれが住んでいた地域、家族構成、年齢、職業など、個々の事情によって実に様々です。しかし、その被害の根源には、本件事故によってもたらされた放射性物質汚染があり、これによる重大な健康影響への不安や懸念があることは明らかです。そして、その被害は、本件事故により放出された放射性物質が、被害者のふるさとを汚染し続けている限り、継続するのです。本件事故から2年が経過し、すでに事故の「風化」が言われていますが、ふるさとを汚染された被害者の耐えがたい苦しみは、現在も継続し増幅しています。

これは、お金で解決できる問題ではありません。被害者の根本的要求は、何よりも、生まれ育ち生活してきたふるさとを、本件事故前に戻し、心安らかに生活できる地域を取り戻すことにあります。

そこで、私たちは、本件訴訟において、まず第一に、地域を汚染した放射性物質を、事故前の状態に戻すこと(原状回復)を求め、次に、原状回復がなされるまでの間の精神的な苦痛に対する慰謝料の支払を求めています。

私たちは、本件訴訟を通じて、本件事故を引き起こした東京電力だけでなく、国策として電力会社と一体となって原子力発電を推進し、必要な安全対策を怠ってきた国の責任を徹底的に追及していきます。これは、単に被害者の救済だけでなく、これだけの被害をもたらした国の原子力推進政策を根本的に改めさせ、原発事故による被害者をこれ以上生み出さないためにも必要なことです。

私たちは、多くの被害者が、それぞれの被害の現れ方の違いや、放射線被ばくの健康影響に対する考え方の違いなどを乗り越えて団結し、被害と立ち向かい、被害をもたらした国と東京電力の責任追及に立ち上がることを呼びかけるとともに、その先頭に立つ決意です。

多くのみなさまの本件訴訟へのご参加とご支援を心から訴えます。

2013年3月11日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団